

令和4年第2回尾鷲市議会臨時会会議録

令和4年3月31日（木曜日）

○議事日程（第1号）

令和4年3月31日（木）午前10時開会

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第30号 | 尾鷲市市税条例等の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第31号 | 尾鷲市都市計画税条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第32号 | 尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第33号 | 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第34号 | 令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第 8 | 議案第35号 | 令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第18号）の議決について |
| 日程第 9 | 議案第36号 | 令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
(提案説明、質疑、委員会付託) |
| 日程第10 | 議案第30号 | 尾鷲市市税条例等の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第31号 | 尾鷲市都市計画税条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第32号 | 尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第33号 | 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第34号 | 令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第15 | 議案第35号 | 令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第18号）の議決について |
| 日程第16 | 議案第36号 | 令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
(委員長報告、質疑、討論、採決) |

○出席議員（10名）

1番	南	靖久	議員	2番	小川	公明	議員
3番	濱中	佳芳子	議員	4番	西川	守哉	議員
5番	村田	幸隆	議員	6番	三鬼	和昭	議員
7番	内山	左和子	議員	8番	中村	レイ	議員
9番	中里	沙也加	議員	10番	仲	明	議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市	長	加藤	千速	君
副	市長	下村	新吾	君
政策調整課	長	三鬼	望	君
総務課	長	竹平	專作	君
財政課	長	岩本	功	君
防災危機管理課	長	尾上	廣宣	君
税務課	長	仲	浩紀	君
商工観光課	長	森本	眞明	君
水産農林課	長	芝山	有朋	君
水産農林課調整監		丸茂	亮太	君
建設課	長	内山	真杉	君
水道部	長	神保	崇	君
教育	長	出口	隆久	君
教育委員会教育総務課	長	森下	陽之	君
教育委員会生涯学習課	長	三鬼	基史	君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監		植前	健	君

○議会事務局職員出席者

事務局	長	高	芝	豊
事務局次長兼議事・調査係	長	北	村	英之
議事・調査係	書記	相	賀	智恵

〔開会 午前 9時59分〕

議長（三鬼和昭議員） おはようございます。

これより、令和4年第2回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） おはようございます。

本日は大変お忙しい中、令和4年第2回臨時会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今回の臨時会には、議案第30号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」をはじめとする議案7件を提出させていただきました。

よろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、4番、西川守哉議員、5番、村田幸隆議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日だけにいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第30号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」から日程第9、議案第36号「令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）」の

議決について」までの計 7 議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました 7 議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、今回提案しております議案第 30 号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」から議案第 36 号「令和 4 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 1 号）の議決について」までの 7 議案について説明いたします。

議案書の 1 ページを御覧ください。

議案第 30 号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」につきましては、登記簿に登記される事項が新たに追加されること等に伴う所要の改正や、河川の隣接する低地などの貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設、また、景気回復に向けて土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和 4 年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の現行の 5% から 2.5% とするための改正等、条例の一部を改正するものであります。

次に、8 ページを御覧ください。

議案第 31 号「尾鷲市都市計画税条例の一部改正について」につきましては、議案第 30 号と同様に貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設、また、都市計画税の負担調整措置について、令和 4 年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を抑えるため等、条例の一部を改正するものであります。

次に、11 ページを御覧ください。

議案第 32 号「尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について」につきましては、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例が改正されたことに合わせ、幼稚園においても保育料を利用者負担額として整理するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、13 ページを御覧ください。

議案第 33 号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部改正について」につきましては、今年 23 日付で議決を受けました尾鷲市消防団条例の一部を改正する条例において、国から本条例に係る新たな通知があったことに伴い、附則に新たに経過措置を追加する条例の一部を改正するものであります。

次に、15ページの議案第34号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」から議案第36号「令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの3議案について説明いたします。

まず、令和4年度一般会計補正予算について説明いたします。

お手元に配付の令和4年度尾鷲市一般会計補正予算書（第1号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。

今回の一般会計補正予算計上額は、歳入歳出それぞれ3億4,337万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億581万9,000円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億7,622万円の追加であります。

6目教育費国庫補助金は、多目的スポーツフィールド整備事業に対する社会資本整備総合交付金6,050万円の追加であります。

18款繰入金、1項基金繰入金は、今回の補正財源として財政調整基金から5,945万4,000円を繰り入れるものであります。

21款市債、1項市債、6目教育債は、多目的スポーツフィールド整備事業債4,720万円の追加であります。

次に、歳出について説明いたします。

12ページ、13ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費320万円の増額は、庁舎内感染症対策環境整備事業として空調機改修工事請負費の追加であります。

4款衛生費、5項上水道費、1目上水道整備費3,562万2,000円の増額は、水道基本料金の減免に係る水道事業会計への負担金の追加であります。

5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費200万円の増額は、学校授業等における地元木材活用支援事業として木工キット用の尾鷲ヒノキ購入費の追加であります。

4項水産業費、2目水産振興費1,021万4,000円の増額は、需要の落ち込みにより影響を受けている漁業協同組合への支援として、漁業設備整備・更新事業補助金554万5,000円、及び学校給食等における地元水産物活用支援事業委託料466万9,000円のそれぞれ追加であります。

6 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費は、1 億 2,066 万 9,000 円の増額であります。

次ページを御覧ください。

主なものとして、プレミアム付商品券の発行に係る業務委託料 1 億 1,629 万 4,000 円、尾鷲よいとかスタンプ会事業補助金 125 万円、及び市内事業者への支援策として尾鷲市販路開拓支援補助金 200 万円のそれぞれ追加であります。

3 目観光費 615 万 1,000 円の増額は、尾鷲市あんしんみえリア取得推進応援金事業に係る報償費 350 万円、及び地域応援クーポンの発行等により市内の観光消費を喚起させるための尾鷲観光物産協会補助金 252 万 1,000 円のそれぞれ追加であります。

9 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費 3,489 万 3,000 円の増額は、感染症対策として尾鷲中学校体育館の床改修に係る設計等業務委託料及び工事請負費の追加であります。

5 項社会教育費、2 目公民館費 841 万 5,000 円の増額は、中央公民館講堂における感染症対策として、マイクシステム購入費の追加であります。

4 目図書館費 121 万円の増額は、図書館内における感染症対策として、図書除菌機の購入費用であります。

次ページを御覧ください。

6 項保健体育費、2 目運動場管理費 1 億 2,100 万円の増額は、多目的スポーツフィールド整備事業に係る設計等業務委託料の追加であります。

続きまして、令和 3 年度補正予算について説明いたします。

お手元に配付の令和 3 年度尾鷲市一般会計補正予算書（第 18 号）及び予算説明書の 1 ページを御覧ください。

今回の一般会計補正予算計上額は、歳入歳出それぞれ 1 億 2,153 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 118 億 3,683 万 2,000 円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

10 ページ、11 ページを御覧ください。

2 款地方譲与税から 12 ページの 9 款地方特例交付金までは、額の確定による増減であります。

12 ページの 10 款地方交付税 6,660 万 1,000 円の増額は、特別交付税

の額の確定によるものであります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第5回交付限度額の配分による522万3,000円の増額であります。

次ページを御覧ください。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金1,726万円の減額は、ふるさと応援寄附金の実績見込みによるものであります。

2目一般寄附金494万円の増額は、1名の方から御寄附を頂いたものであります。

18款繰入金、1項基金繰入金、9目災害等対策基金繰入金69万7,000円の減額は、基金対象事業費の一部に地方創生臨時交付金が交付されることにより、繰入額を減額するものであります。

次に、歳出について説明いたします。

16ページ、17ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費1億2,153万5,000円の増額は、財政調整基金積立金1億3,120万1,000円の増額、ふるさと応援基金積立金966万6,000円の減額であります。

続きまして、水道事業会計について説明いたします。

お手元に配付の令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算書（第1号）及び予算説明書の2ページ、3ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の収入では、営業収益が新型コロナウイルス感染症拡大の影響に対する支援策としての基本料金減免により給水収益3,918万4,000円の減額であります。

営業外収益は、5月から7月利用分までの基本料金減免に伴う他会計補助金3,562万2,000円の増額であります。

支出では、営業外費用が消費税納付額の減額により、356万2,000円の減額であります。

以上をもちまして、議案第30号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」から議案第36号「令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの7議案についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

7番、内山左和子議員。

7番（内山左和子議員） 議案第32号「尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について」、質疑をしたいと思います。

この改定においては、保育料を利用者負担額に変えるとのことですが、この利用者負担額については、先ほどの資料の中で、4年4月1日と書いてありましたが、これはもう施行されているんじゃないんでしょうか。

特定教育施設になったのは令和元年の10月1日からだったので、その時点で、この保育料の条例を変えなければならなかったんじゃないんでしょうか。そこについて、ちょっとお答えください。

議長（三鬼和昭議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（森下陽之君） それでは、御質問について回答させていただきます。

尾鷲市立幼稚園条例におきまして、保育料につきましては、第5条において、幼稚園の保育料は、尾鷲市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の第5条に定めるところによるというふうになっております。

今回、この保育料に関する条例が改定されたことに伴いまして、保育料のという文言を利用者負担額に改めるものであって、問題ないというふうに認識します。

議長（三鬼和昭議員） 7番、内山左和子議員。

7番（内山左和子議員） 特定教育施設において、尾鷲市条例にもありますが、令和元年10月から保育料の無料化ですよね、3歳児以上の。その時点において保育料も、もう利用者負担額で父兄の方々とそういう利用契約をされているんじゃないんですか。その時点でもう変えるべき条例だったんじゃないんでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 御説明ください。

教育長。

教育長（出口隆久君） 先日の定例会の中で、福祉保健課のほうから、尾鷲市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例が改正されたということでございます。そして、幼稚園条例につきましては、幼稚園条例の中で、第5条でございますけれども、ここに幼稚園の保育料は、今の条例でございます尾鷲市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の定めるとこ

ろによるというふうに記載をさせていただきます。

このために、さきの条例の改正に伴って尾鷲幼稚園条例が、それに追従して改正をするということでございます。

議長（三鬼和昭議員） 7番、内山左和子議員。

7番（内山左和子議員） 前回の保育園のほうの条例に関しましては、あれは、4年度から認定こども園ができるので条例であっていると思うのですよね。しかし、幼稚園においては、令和元年10月1日のときにもう特定教育施設と、尾鷲市条例にもうたっております。その時点で変えるべきだったので、なぜこの2年間も、それを忘れていたんなら仕方ないですけども、2年間引き延ばししていたのかということについての根拠を教えてくださいたいです。

議長（三鬼和昭議員） 教育長。

教育長（出口隆久君） 先ほども申し上げましたが、幼稚園条例につきましては、保育料の部分について、今申し上げました尾鷲市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の定めるところによるということでございますので、この条例が改正をされていない限りは、うちはその条例のままになるということでございます。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

9番、中里沙也加議員。

9番（中里沙也加議員） 議案に対する質疑をさせていただきます。

議案第34号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」のうち、歳出から3項目を順序立てて質問いたします。

第5款農林水産業費、第2項林業費、2目林業振興費、補正額200万円についてお尋ねいたします。

こちらはコロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を使う事業として、優先された理由を教えてくださいたいと思います。

お願いします。

議長（三鬼和昭議員） 水産農林課長。

水産農林課長（芝山有朋君） 議員の御質問に対して御説明申し上げます。

今回の地元産材活用支援事業につきましては、市内の低迷している木材業界、その中でも木工製品を取り扱うところに対する支援事業という位置づけで事業を組ませていただいたのが1点と、それと、幼稚園、保育園、認定こども園、また、小学校、中学校という幅広い子供たちの層に対しまして、小さいうちから木育、

木に触れると、尾鷲ヒノキに触れるという機会をつくっていくというのがもう一点。それと、特に、幼稚園、保育園、認定こども園、それから小学校については、その製品を家庭に持ち帰るということで、各御家庭の保護者世代の皆様方にも木のよさというものを伝えて、将来的な木工振興につなげていきたいという思いで事業を組ませていただいたものでございます。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 9番、中里沙也加議員。

9番（中里沙也加議員） そうしましたら、今、コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を使う事業の目的が、コロナの交付金を使う事業じゃなくても、一般財源のほうでもできる事業じゃないんでしょうか。お答えください。

議長（三鬼和昭議員） 水産農林課長。

水産農林課長（芝山有朋君） 今回のコロナ交付金の目的の一つに、市内の経済で落ち込みに対する消費喚起という部分もございますので、そういう意味合いで木工振興、水産振興のほうでも組ませていただいているんですけども、そういう観点で少しでもこういう木工業者等の林業に関わる人たちへの手だてになればということで組ませていただきました。

議長（三鬼和昭議員） 9番、中里沙也加議員。

9番（中里沙也加議員） 分かりました。じゃ、続きは行政常任のほうで質問させていただきます。

次に、第9款教育費、第3項中学校費、第1目学校管理費3,489万3,000円についてお尋ねいたします。

こちらの算出根拠と内訳、事業の目的を教えてくださいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（森下陽之君） それでは、お答えいたします。

事業の目的としましては、新型コロナウイルス感染症対策として、尾鷲中学校の体育館の床の木製フローリングを感染症予防対策が可能な床材に改修して、学校運営や一般市民への学校開放事業、避難所開設の際の感染症対策の管理が効率化できるような施設に環境整備を行うものでございます。

事業の内訳としましては、設計等の業務委託料と工事請負費になっております。

算出根拠にいたしましては、委託料につきましては、官庁施設の設計業務等積算基準により積算しております。工事請負費につきましては、スポーツ施設の施工業者からの見積りによって積算をしております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 9番、中里沙也加議員。

9番（中里沙也加議員） 分かりました。

次に、第9款教育費、第5項社会教育費、第2目公民館費841万5,000

円につきまして、こちらの事業を臨時交付金で優先された理由をお示してください。

議長（三鬼和昭議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（三鬼基史君） 本事業としましては、中央公民館3階講堂における現在の常設の音響施設は有線マイクのみでありますので、会議、講演会等を行う際のマイクの共有使用とか、あと、会場のレイアウトが限られるなどの感染予防対策に課題がございます。

そういったことから、参加者、利用者の間隔の確保など、飛沫による感染リスクの低減を図るために、こういったワイヤレスマイクを整備して、安全安心な環境整備を行うというふうな目的でございます。

議長（三鬼和昭議員） 9番、中里沙也加議員。

9番（中里沙也加議員） こちらの場所、講堂は年間どのぐらい使われておられますか。

議長（三鬼和昭議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（三鬼基史君） 中央公民館におきましては、年間、コロナ禍もあって昨年度はちょっと減少しておりますが、約2万人ほどの中央公民館全体としての利用があったかと記憶しております。ちょっと手持ちに詳細な資料がございませんので、たしか中央公民館全体としては、そういった利用者数であったというふうに記憶しています。

議長（三鬼和昭議員） 中里議員、その詳細については、また、委員会のほうで説明させていただきますので。

9番、中里沙也加議員。

9番（中里沙也加議員） 分かりました。

この交付金を、マイクを変えるというのを優先した理由をもう一度教えてください。

議長（三鬼和昭議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（三鬼基史君） 先ほども申し上げましたが、有線マイクとなると、会場のレイアウトとか、そういった中でも、なかなか間隔を空けたりとか、そういうふうな形がなかなか取りにくい中で、ワイヤレスマイクとか、そう

いったものを整備する中で、利用者の間隔を空けるなど、また、感染リスクの低減が期待できるというふうな中で、こういったマイクを整備するものでございます。

また、12月にLAN環境の整備をこの同交付金で認めていただいて、LANの整備もしております。そういった中でのウェブ会議とか、そういった利用との関連性も、こういったマイクを整備することによって整うという中での新たな利用促進とか、利便性の向上を図ってまいりたいというふうな考えでございます。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） 議案第34号「令和4年度一般会計補正予算（第1号）」の第6款商工費、第1項商工費、第2目商工振興費、第12節委託料、商品券発行事業業務委託料1億1,629万4,000円について質疑します。

今回は、なぜこの金額に決定したのでしょうかというのが一つと、前回でのプレミアムで発売したときの残りは何人分程度あったのでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 商工観光課長。

商工観光課長（森本眞明君） それでは、御質問にお答えいたします。

今回のプレミアム付商品券のパーセンテージの設定でございますが、議員の申し上げていただいたとおり、過去に新型コロナウイルスの影響に向けた経済対策としまして、プレミアム付商品券を発行させていただいたあたりに、そういった実績を基に、より多くの皆様に商品券を御購入いただきたいという思いで設定させていただいたのが、今回の30%の設定でございます。今年度につきましては20%のプレミアム率、前回、令和2年度におきましては、50%のプレミアム率をさせていただいたところがありまして、その実績等々を踏まえまして、今回30%とさせていただいたところでございます。

あと1点、販売実績でございますが、1万1,139冊、全体発行額として、大体約65%の市民の皆様、1冊させていただいたんですが、65%の購入率でございました。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） 次に、議案第34号、令和4年度一般会計補正予算（第1号）、第9款教育費、第6項保健体育費、第2目運動場管理費、第11節委託料、多目的スポーツフィールド整備事業1億2,100万円について質疑します。

設計業務委託料 1 億 2,100 万円の算出根拠を述べてください。あと、火力跡地での事業になりますが、中部電力さんとの永久に無償となる契約書は存在するんですか。

議長（三鬼和昭議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（三鬼基史君） 西川議員の算出根拠の部分について御説明いたします。算出根拠につきましては、尾鷲多目的スポーツフィールド整備事業基本計画に基づき、設計業務につきましては、環境省自然観光環境局設計業務等積算基準、並びに野球場の設計業務につきましては、官庁施設の設計業務等積算基準と業務料の算定、測量及び地質調査業務につきましては、三重県県土整備部積算基準に基づき積算をしております。

議長（三鬼和昭議員） 政策調整課長。

政策調整課長（三鬼望君） 私から中部電力との契約について御説明申し上げます。

中部電力との契約につきましては、現在、これまでも説明してきたとおり、了承をいただいて進めさせていただいております。現野球場が中部電力との契約に基づいて無償で貸借させていただいているのを基本に置きながら、今後ですね、範囲も広うございますし、いろんなことを詰める必要がございますので、今後詳細を決めながら契約を締結していく予定でございますので、現時点で契約が結ばれているという状況ではございません。

議長（三鬼和昭議員） 4 番、西川守哉議員。

4 番（西川守哉議員） じゃ、中電さんが急に返してくれと言われたことがあったら大変ですので、契約書もないのに口約束だけで進むのはちょっとと思うので、また、早急にお願いします。

議長（三鬼和昭議員） 政策調整課長。

政策調整課長（三鬼望君） 正式契約の前には、例えば覚書であるとか、いろんな形で約束事をしていくことも重要ですので、それに努めたいと思っています。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

8 番、中村レイ議員。

8 番（中村レイ議員） 議案第 34 号、令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算書案（第 1 号）議決について、質疑させていただきます。

第 9 款教育費、第 6 項保健体育費、第 2 目運動場管理費、12 節委託料、多目的スポーツフィールド整備事業 1 億 2,100 万円について、築山以外の避難施設は決まりましたか。

議長（三鬼和昭議員） 政策調整課長。

政策調整課長（三鬼望君） 先日、3月24日の行政常任委員会を開いていただきましたときに市長からお伝えしたとおり、今後の進め方におきましては、第3回都市計画審議会でもいただきました意見を付した答申に基づき、一時避難所としての築山を除いた形で事業認可申請を行い、今後詳細を詰めていくという段階でございますので、今御質問のあったことには現在は決まっております。

議長（三鬼和昭議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 避難施設並びに避難経路や避難計画書なしに、浸水域に都市公園を建設することに県の事業認可が下りるのですか。

議長（三鬼和昭議員） 政策調整課長。

政策調整課長（三鬼望君） 先ほどの質問にお答えしますが、都市計画審議会でも付された意見におきましては、次年度、安全面、いわゆる津波浸水域で事業を行うのには、利用者の安全が何よりも大事ですので、それを踏まえた形で、最良の形のことを検討されたいということ、それを私たちは着実に進めていきたいと思っています。ですので、今後、高台への避難、どのような形の避難が最も有効なのかを含めて、検討しながら進めていきたいというスタンスに変わりはありません。

議長（三鬼和昭議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） それでは、築山を除いた設計であるにもかかわらず、設計費用は1億2,100万ということですか。その算出根拠を教えてくださいませんか。

議長（三鬼和昭議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（三鬼基史君） 本予算につきましては、3月24日に開催いただきました行政常任委員会におきまして、政策調整課から説明させていただきました、多目的スポーツフィールド整備事業基本計画に基づきまして、1億2,100万円の予算を計上させていただいており、築山の部分の測量試験費等も含まれております。

このことにつきましては、先ほど政策調整課長からありましたように、これまでも社会資本総合整備交付金事業における国への要望等におきまして、事業費として1億2,100万円で要望を行っております。そのまま満額で内示があった場合、内示額にて交付申請をする必要があることから、予算額としましては、1億2,100万円を予算として計上させていただいております。

しかしながら、既に市長から説明がありましたように、第3回都市計画審議会におきまして、高台への避難通路や一時避難場所として最も効果的な工法を検討

されたいとの意見を付した答申をいただいたところであり、これを踏まえた上で、本市として、本予算の執行に当たりましては、一時避難場所としての築山を除いて事業認可申請を行っており、今後、測量調査設計業務を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（三鬼和昭議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） ということは、今後、今補正を組まれても、また、これの変更があるということですか。

議長（三鬼和昭議員） 中村レイ議員、本会議の質疑に関しましては執行部が答えておりますので、そういった御意見を含めたことにつきましては、委員会のほうでお願いしたいと思います。

8番（中村レイ議員） 分かりました。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の7議案は、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、付託されました議案の審査をしていただくため、第二・第三委員会室において行政常任委員会を開催していただきます。

なお、委員会終了後、本会議を再開しますので、よろしくお願いたします。それでは、暫時休憩をいたします。

〔休憩 午前10時39分〕

〔再開 午後 3時49分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長する

ことに決しました。

ここで、暫時休憩をいたします。

〔休憩 午後 3時50分〕

〔再開 午後 4時13分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第10、議案第30号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」から日程第16、議案第36号「令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの計7議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました7議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員長、南靖久委員長。

〔1番（南靖久議員）登壇〕

1番（南靖久議員） それでは、委員長報告をさせていただきます。

私ども行政常任委員会に付託になりました議案第30号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」、議案第31号「尾鷲市都市計画税条例の一部改正について」、議案第32号「尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について」、議案第33号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部改正について」、議案第34号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第35号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第18号）の議決について」、議案第36号「令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」、以上、条例関係4件、予算関係3件、計7議案につきまして、それぞれ議案において、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ほど、市長、副市長、教育長並びに関係諸課長の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました7議案のうち、議案第30号から議案第33号及び議案第35号の計5議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

また、議案第34号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決につきましては、中村レイ委員より、多目的スポーツフィールド整備事業1億2,100万円の減額及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内容を変更する修正案が提出されましたが、委員より、地方自治法第97条第2項の

執行権の範疇に抵触すること。また、予算の修正案に、議案第34号と議案第36号、令和4年度尾鷲市水道事業会計の議決についての整合性がなく、予算編成上も不備があるという、委員から意見を踏まえ、中村レイ委員本人より、今回の修正案は取り下げるとの申入れがございました。よって、委員会として、今回の修正案は取り下げるものと判断をいたしたところでありました。よって、原案、議案第34号について採決を行った結果、可否同数となり、委員会条例第17条の規定により、委員長において可決すべきものと裁決をいたしました。

次に、議案第36号「令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」につきましても、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、議案第32号、尾鷲市立幼稚園条例の一部改正につきましても、今回の条例の一部改正において、保育料を利用者負担額に名称を変更するものでありますが、令和元年度無償化になった時点で変更すべきであったのではないかという意見がございました。しかし、この件については、執行部のほうは違法性はなく、適切な条例改正であると理解するものと、委員会として判断をいたしましたところでもあります。

また、委員長裁決となりました議案第34号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決に関わる多目的スポーツフィールド整備事業につきましても、おわせSEAモデルのスポーツ振興ゾーンにおける野球場等を含む都市公園整備事業であり、また、広域ごみ処理施設建設に伴う代替球場を建設するためにも必要不可欠な事業であります。さらに、本事業につきましても、先月28日に開催されました第3回尾鷲市都市計画審議会におきまして、津波浸水域での新たな都市計画公園の整備については、地震、津波への対策は最も重要なことであり、高台への避難通路等についても、ハード、ソフト面から検討を図ること。また、一次避難場所としての機能につきましても、今後、実施する予定である調査設計等において最も効果的な工法を検討されたいとの意見を付した審議会からの答申をいただいていたところでもあります。

市長におかれましても、今回の多目的スポーツフィールド整備事業について、一時避難場所として考慮していました築山等の整備については、今回の施設整備計画の中に含まれていないとの説明もあり、都市計画審議会の答申を尊重した経緯もございます。

近い将来必ず発生すると言われている巨大地震、巨大津波に対して、同施設内で1人の犠牲者も出さない防災減災対策を可能な限り講じた上で、事業推進をし

ていただくことを委員会としても強く要望申し上げるところであります。

行政常任委員会の委員長報告と代えさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論がございましたら、反対の討論をされる方から挙手願います。

9番、中里沙也加議員。

〔9番（中里沙也加議員）登壇〕

9番（中里沙也加議員） 中里沙也加です。

私は、議案第34号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算書（第1号）について、反対の立場から討論に参加いたします。よろしくお願いいたします。

今回の補正予算の中にある新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金に係る事業につきましては、13項目ある中、私は、市民目線からすると、なかなか納得し難い使い道となっており、非常に残念に感じました。

まず、執行部の皆様に、もう一度改めていただきたいことがあります。

今回の各市町に出される臨時交付金の目的を内閣府からの通知として抜粋して読ませていただきます。地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに、効果的、効率的で、必要な事業を実施できるように、そして、感染拡大防止や影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、そして、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現、社会経済活動の再開と危機管理の徹底及びポストコロナ社会を見据えた成長、分配の実現を通じた地方創生を図ることを目的とすると内閣府のサイトに堂々と書いてございます。

この内容を皆様はどう捉えますでしょうか。私は、これを読んだときに、ぱつと感じたことは、非常に大きい課題であり、重い交付金であり、一概にこれが大事で、これが優先だと選択できなければ、一部では決められない、地域にとって非常に重要な交付金だと痛感いたしました。執行部の皆様も確認されておられる

とのことで、各課の皆様で、交付金の使い道を慎重に話し合われておられるとのことですが、今回の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金は、地域全体を、市民の皆様を支えるお金ということは、執行部と議会も認識は同じだと思っておりましたが、今回の事業内容の一覧を拝見いたしますと、市民目線から拝見いたしますと、誰のための支援なのか疑問の余地が残ります。

何度も申しますが、この町に住んでいる、困っている人のため、これからの未来の尾鷲市のため、コロナ後を見据えた皆様の生活のために使うお金です。今回、執行部の皆様が考えてくださった13項目は、基本的な市民の皆様の声は入っていない。市民アンケートは取っていないで、今後もアンケートを取る予定はないとのことでしたが、今回この交付金の使い道に対して反対している大きな理由として、ほかの市町で市民アンケートを取り、何がこの町にとって今課題になるのかということ町全体で考える姿勢を取っている市町がある中で、尾鷲市では、さきに申しました、地域全体、町全体、住民の皆様のために、尾鷲の未来を見据えて、効果的、効率的を考えていくために使われるお金を執行部中心で考え、議会には報告したとのこと、会議の外で、これは要るのか、これは要らないだろうと、誰かが誰かにちょこっと言った意見が反映されたりしているように感じられ、非常に残念で、わだかまりが残る思いです。

この交付金の事業は、早急に取り進めなくてはならないと言われましたが、時間をかけてくださいとは言っておりません。今後の臨時交付金の使い道を十分に市民の皆様、地域全体に反映するためには、やはり市民一人一人の声をもっと詳細に参考にできるように工夫されるべきだと考えますので、アンケートや懇談会により、直接御意見をいただけるようにしていただきたいと強く望みます。

この場で私は、この交付金の使い道に対して、細かく、これが必要で、不要などと意見を発言するつもりでございましたが、改めて、国が出した通知を読み、気づきを得ました。執行部の皆様におかれましては、入念に考えていただいた結果が、今回の13項目とのことでしたが、もう一度、交付金の使い道を、今後の交付金の使い道も含めて、できれば、アンケートを取り、広く意見を取り入れたものを基礎に置き、住民目線を中心として話し合ってください、市民目線、住民目線が反映された事業を行っていただきたい、そう強く願います。

そして、次に、議案第34号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算書（第1号）、第9款教育費、第6項保健体育費、第2目運動場管理費、第12節委託料、多目的スポーツフィールド整備事業1億2,100万円について反対いたします。

私は、従来より申し上げているように、津波浸水域に莫大な事業費をかけ、都市公園を含む新規の公共構造物を建設することに反対させていただきました。今回の尾鷲市都市計画の変更、国市浜公園の追加に至るまで、都市計画審議会、公聴会、都市計画変更についての縦覧など、いろいろな議論が行われてきましたが、市執行部から、津波浸水域における安全対策において、築山の代替施設として、避難タワーが建設されることが示唆され、避難するための橋や、国道42号線に避難する計画などは説明されましたが、あくまで構想の段階というお話でした。

そして、さきの行政常任委員会でも報告があったように、避難タワーだけを抜いた計画を進めていくとのことですが、まずは安全面を厳重に、避難場所の計画があって、浸水域の計画をされるべきで、私は、この設計費用が上程される前に、この都市公園における避難方法及び避難施設が示されるべきであったと考えます。

私たち子育て世代は、例えば、キッズパークで遊んでいる場合、どうやって確実に避難するのか、並びに子供の命を守るためには、どのように行動するのが一番大切で、一番知りたいことです。

今回の説明でも、具体的に、一時避難場所はどの場所に建設し、どのような高さを想定しているのか。どの高台に避難するのが最終目標なのか。国道42号線を目指すならば、どういった施設が必要かなど、納得できる説明が、より詳細に示されなかったのは、残念というほかありません。むしろ、都市公園建設費以前に、きちんとした避難計画を作成していただきたいかったです。

また、理論上、最大クラスの津波高は、あくまで11メートルというお答えでしたが、東日本大震災などを見て、11メートルの津波高で想定し、安全対策を検討する姿勢にも疑問を覚えます。本当に11メートルでよいのでしょうか。最低でも17メートルから20メートルの想定を行うことが行政の責任ではないでしょうか。

政治決定したことを推進していただくことも大事ですが、市民の皆様の生命と財産を第1に考えるのであれば、さらに、津波浸水域ではない安心安全を担保できる場所を考え、想定される津波最大高に対応する公共構造物を建設することが、市執行部の務めだと信じてやみません。

委員の皆様のお賛同を心よりお願い申し上げます、私の反対討論とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

7番、内山左和子議員。

〔7番（内山左和子議員）登壇〕

7番（内山左和子議員） 私は、議案第34号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算書（第1号）について、反対の立場から討論に参加します。

今回の議案にある、第9款教育費、第6項保健体育費、第2目運動場管理費、第12節委託料、多目的スポーツフィールド整備事業1億2,100万について反対いたします。

私は、議員になってから一貫して、津波浸水域における事業を反対してきました。今まで、いろんな討論がなされていますが、市執行部から、津波浸水域における安全対策において、納得できる説明を得ることはできませんでした。当初、災害時において、築山に避難し、さらに高台に避難をするというレクチャーがなされましたが、東日本大震災並みの津波が襲来した場合、どのように対処するのか。

先日の行政常任委員会においては、築山に代わるものとして、避難タワーなどの案が出されましたが、万全の安全対策が取れるのかという問いに、いまだ合点がいく回答が出されません。そういった中で、なぜ都市計画公園の設計費を計上してくるのか。安心と安全がセットでなければ市民は納得いきません。もちろん賛成する方たちも納得がいかないでしょう。

まず、一番先にすべきことは、万全の安全対策です。そこが決まってからです。順番を間違わないでください。津波浸水域に万全の安全対策がない。ごみ焼却炉の代替地として、野球場を建設しなければいけない。その理由だけで、無理やりSEAモデル構想に入れた時点で、市は自ら、SEAモデル構想を崩壊させたことを自覚すべきです。先日のみなとまちづくりフォーラムで、国、県の方々がおっしゃったように、市長も賛成されたことですし、中部電力跡地は、その関係者の方たちにお任せしましょう。

ここで、身内の話ですが、21日、お彼岸の日に、亡くなって15年たつ父が夢に出てきました。生前から信仰の厚い父でした。左和子、この人らの話を聞いたってくれ。え、誰。私たちは、小原に引っ越す者です。私たちは、津波の心配のない小原に引っ越すけど、これからの未来ある子供たちの遊び場所が一番心配な場所に造るっていうのを聞いて、代わってやりたい。でも、何にもできん。津波が来んように祈るだけしかできん。私はもう何て返事をしたらいいのか。父が言いました。おまえも祈ることしかできんやろ。その力は弱いよ。そうしたら、住職にも一緒に祈ってもらえと。祈るよりは、津波浸水域に造らないこと。私は、

改めて再度、小原野市有地において、都市公園を含めた有効活用を検討すべきだと考えます。

政治決定したことを推進していくことも大切ですが、市民の皆様の生命、財産を第一に施工するのであれば、さらに、津波浸水ではない安心安全を担保にできる場所を考え、市民の皆様が安心して使用していただける都市公園を考えるべきではないでしょうか。私は、自らの政治的良心から、国市浜公園の都市公園に関連する予算案に反対させていただきます。

次に、今回の議案にある新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について述べさせていただきます。提示された新型コロナ対策費の中で、特に第6款商工費、第1項商工費、第2節商工振興費、第12節委託料、商品券発行业務委託費1億1,629万4,000円について述べさせていただきます。

まず、コロナ対策による経済政策とは、市内に住んでいらっしゃる全市民に等しく生活支援を行うことにより、尾鷲市民があまねく享受すべきものだと考えています。尾鷲市プレミアム付商品券事業に関してですが、身近な生活支援において、全市民にプレミアム商品券に上乘せする形でなく、わざわざ購入しなくとも、1万円の商品券が利用でき、それを市内で利用することにより、市内の事業者も潤うことができるという、言うなれば、不況時の経済政策の原点とも言えるコロナ経済対策をすべきではないでしょうか。

可能な限り全世帯に経済的メリットが届くように行われる、きめ細やかな政策をすべきです。今はコロナ不況であり、原料高騰による食品など、生活必需品がかなり値上げされている状況です。そのほかにも、コロナによる蔓延防止などの影響を様々な形で全市民が受けています。

このような経済状況の中、各業種が疲弊する現状を踏まえ、この窮地を市民全体で、この苦しい時期を乗り切るため、市民全体の最大利益を望むべきであると考えます。

今、尾鷲市民の声を聞けば、他市町のようになぜ尾鷲市は商品券などの直接給付を行わないのか。選挙前に配ってくれたときは本当にうれしかったという声がよく届けられます。コロナ経済対策だからこそ、市民の声を聞き、全市民に満遍なく経済支援が行き渡るように行える施策は、現実的に全世帯への直接給付のみだと思案せずにはられません。

喫緊の市民生活の向上を図るため、全世帯直接給付の案を着実に実行すべきだと私は確信しております。

議員皆様の御賛同を心よりお願い申し上げます、私の反対討論といたします。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

2番、小川公明議員。

〔2番（小川公明議員）登壇〕

2番（小川公明議員） 議案第34号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」、まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業につきましては、消費喚起、経済対策と感染症予防対策など、バランスの取れた事業であると私は理解しております。

また、特に、先ほど反対討論のありました、9款教育費、6項保健体育費、2目運動場管理費の多目的スポーツフィールド整備事業の委託料について、賛成の立場から討論させていただきます。

この委託料につきましては、執行部から説明を受けたとおり、現在、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地を活用して、尾鷲市、中部電力、尾鷲商工会議所に加え、三重県、三重大学が連携して進めているおわせSEAモデル構想の一部として、親子3世代の憩いの場を創出する新たな都市公園を整備することにより、スポーツ振興を通じた集客交流人口の拡大、地域活性化、憩いの場の創出、市民の健康増進を図ることを目的とするものであり、その事業内容は、国市浜公園整備に向けた調査測量設計業務であります。

また、本事業は、広域5市町で進めております広域ごみ処理施設建設に伴う代替球場を建設するために必要不可欠なものであり、かつ令和6年度から、現市営野球場の撤去工事開始までに代替球場建設を進めるためには、一刻の猶予もないことは明白であります。

加えて、本事業については、第3回尾鷲市都市計画審議会におきまして、高台への避難通路や一時避難場所として、最も効果的な工法を検討されたいとの意見を付した答申をいただいたところであり、これらを踏まえた上で業務を進めていただくことを執行部に求めた上で賛成するものであります。

御賛同いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

8番、中村レイ議員。

〔8番（中村レイ議員）登壇〕

8番（中村レイ議員） それでは、議案第34号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予

算書案（第1号）の議決について、反対の立場から討論に参加させていただきます。

まず、コロナ感染症対策対応地方創生交付金事業2億2,237万4,000円の事業に関して、前回のプレミアム商品券の購入パーセントは、市民の65%であり、もし、今回1万円で1万3,000円分のプレミアがついたとして、同じ65%の購入率であった場合、約1万1,000人ぐらいの人が購入することになり、あと6,600人ぐらいの人は購入できないという現実があります。

コロナ給付金において、公平性、痛んでいるのは、どの業種でもコロナで痛んでいます。そして、生活者も、どの人も痛んでいます。経済を回していく一番手取り早い方法は、市民による消費活動の喚起です。その場合、公平性、みんなに、今、現金1万円がなければ、1万3,000円のプレミアム商品券が手に入らないという現実を目の前にしたときに、政府が求めるコロナ感染症対策の、このお金の使い方について、本当にいいのかなと思ってしまいます。

コロナ感染症の中には、中学校の体育館の床の改修や、そして、魚市場の備品の古くなった、どうしてもしてあげたい整備がたくさんあります。そして、子供の給食費など、納得できる予算がたくさん入っています。でも、これをコロナのこの予算で使う必要はないと思います。必要なものを必要なように分配していくことこそが行政に求められていくことではないかと考え、まず、コロナの対策交付金について、反対させていただきます。

そして、第9款教育費、第6項保健体育費1億2,100万円の多目的スポーツフィールド整備事業について。この事業に関して、広域ごみ焼却場の代替の野球場として、計画が進んでいるから、広域他市町に迷惑をかけるからという意見もございますが、本来なら、建設予定地が確定した後、代替地の野球場の詳細設計に入るべきではないかと思います。

市営野球場の地質調査は、簡易調査が終わりましたが、本当にあそこに、あの場所は河川敷であり、あそこに建てられるのかという、決定がなされているのかという前に、そして、この中電跡地の地質調査も、液状の調査も行われないうちに、詳細設計費に1億2,100万をかける。この行為は、設計を発注する執行部としての姿勢ではないと思います。執行部が設計を発注するに当たり、踏まなければならない手順、その手順を踏まずに、なぜこの多額の設計費用をかけられるのか。

もともと、この中電跡地は、津波対策がクリアできないという理由で、広域ご

み処理施設が逃げた場所です。その場所に多額の費用をかけ、避難経路にも、また、今後多額の予算を投入したとしても、市民の安全安心が担保できない。なぜならば、高台までに健常者で17分が見込まれております。基本設計の中に。

そして、安全確保するなら、垂直避難としても、階段を8階分、すなわち24メートル、津波の駆け上りを考慮すれば、それぐらいの高さが必要になるかもしれません。取り残される危険のある場所に、なぜわざわざ新規の都市計画をつくるのか。

市民懇談会は開かれましたが、市民懇談会は説明会ではありません。公聴会でも、賛成者がいなかった事実を無視し、審議会で、築山は避難施設として適当でないと指摘され、安心安全は担保しないと執行部はその場で言い切っておられましたね。

このように、この企画自体は、広域ごみと仏様は高台に、そして、子供と高齢者は浸水域にという執行部の姿勢がそのまま施策に反映された企画であり、地歴と地質調査の違いさえ分からない市執行部が、信じているだけの地質に基づいたエビデンスは一体どこに行ったのでしょうか。基本計画に1,600万ほどかけ、地下水位さえ把握せず、液状化の検討さえもされない。

最後に、地質調査を行うのはもってのほかとしか言いようがなく、基本設計業務の発注順序さえ分からない詳細設計は無駄です。基本設計の報告時にも、詳細設計の前に、地質調査を発注すべきだと言わせていただきましたが、今回また、詳細設計と地質調査を同時に発注しようとしております。この予算は、到底容認できるものではないと考え、以上の理由から、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決に反対させていただきたいと思っております。

どうか皆様の賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

10番、仲明議員。

〔10番（仲明議員）登壇〕

10番（仲明議員） 議案第34号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」、私は、賛成の立場から討論をいたします。歳出9款教育費、6項保健体育費、2目運動場管理費、12節委託料、多目的スポーツフィールド整備事業設計等業務委託料1億2,100万円につきましては、国の社会資本整備総合交付金6,050万円、補助率2分の1を受け、広域ごみ処理施設建設に伴う代替新野球場建設と、観光スポーツによる集客交流の推進と親子3代が憩う

総合公園整備事業の設計等業務委託料であります。

この事業は、令和3年度に、基本計画策定等業務委託を実施し、さきの行政常任委員会におきまして、報告書の説明を受けております。さらに、都市計画審議会も開催し、承認を受け、既に都市公園整備事業として認可をされている事業であります。

代替新野球場の建設は、令和2年10月の行政常任委員会で説明され、広域5市町から、上限額8億5,000万円が示されております。これが負担額ですね。尾鷲多目的スポーツフィールド整備事業は、おわせSEAモデル構想の一部をなすものであり、この関連事業予算において、幾度となく審議、討論がなされ、既に進捗をしております。

反対のための反対ではなく、尾鷲に住み続けるために、本市の地域活性化と集客交流人口の拡大、産業振興、企業誘致、さらには、雇用創出を目指し、建設的な議論を進めようではありませんか。

なお、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億7,622万円を受け、各款項目等への予算計上をした総予算額2億2,237万4,000円は、地域の活性化と、学校での感染症対策など、それぞれ目的を持った交付金を有効活用しようとする事業であり、全く反対するものでなく、賛成するものであります。よって、議案第34号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」につきましては賛成するものであります。

議員皆様の御賛同をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 他に、反対討論はございませんか。

4番、西川守哉議員。

[4番（西川守哉議員）登壇]

4番（西川守哉議員） 私は、議案第34号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）について、反対の立場から討論させていただきます。今回の議案、第9款教育費、第6項保健体育費、第2目運動場管理費、第12節委託料、多目的スポーツフィールド整備事業1億2,100万円について、市民目線で反対させていただきます。

多くの市民が津波浸水域で生活していることは間違いない事実です。だからこそ、あの危険な土地に莫大な予算を投じ、実現できるかどうか分からないSEAモデル構想にこだわるのかも理解しかねます。

今回の予算についての議案、一体何回の市民に対する説明がありましたか。私

の記憶にある限り、議会への報告と、公民館での説明会というのか、懇談会というのか、2回の説明会と、ホームページ上だけですよね。それで多くの皆さんが納得したと到底私は理解できません。

何百年も前に眠りについた先人たちを高台に避難させて、今後の尾鷲の将来を担う子供たちを津波浸水域に追いやるとは、尾鷲で頑張ってきてくれた先人に申し訳が立ちません。今や、SEAモデル構想に基づいていると言えるのは、けんもほろろに断られた企業誘致以外は、広域ごみ処理施設でさえ逃げ出した浸水域に子供たちを追いやる都市公園計画だけですよね。

先日行われたみなとまちフォーラムでも、せっかく鈴木代議士や一見知事が来ているのに、パネラーに選ばれた副市長には、SEAモデル構想のことは一言も発言しなかったですね。

私は、議員に選ばれるまでは、普通の市民の皆さんと同様に、新聞やテレビのニュースにはあまり関心がありませんでした。しかし、そんな私にさえ強く感銘を受け、記憶に残っている事案があります。それは国際的な問題ですが、環境問題で初のノーベル賞を受賞したケニア人女性、ワンガリ・マータイさんが2005年に来日した際、日本人に感銘を受けたのが、もったいないとの日本語だったそうです。

我が国には世界に誇れるもったいないのような言葉があり、ケニア人の方でも分かるもったいないを、日本人である尾鷲市は、津波浸水域に高額な血税を投資するのに何も抵抗がないのでしょうか。他市町が企業誘致するのに協議会をつくるのでしょうか。そして、企業誘致成立後に、市税優遇や水道代優遇があるかもしれませんが、成果も示せないPDCAがない事業に、1億2,100万円近いお金を使うのでしょうか。成果もないのにやり出したら止まらない。これが行政が関わることの最大のデメリットではないのでしょうか。

SEAモデル協議会の存続は、ひとえに都市公園の言い訳に使うために見えてしまいます。私はどう考えても海に近い場所の避難施設に築山や避難タワーに津波が来たときに、逃げる人はいないと思います。もし、市が認定した一時避難場所、そこで人命が奪われたときは、もったいないどころではありません。

一般質問のときは、事業の失敗したときの責任問題を問いましたが、このまま野球場や築山が造られて、もし津波が襲ってきたとき、これは私個人の考えですが、1人でも犠牲になり、貴い人命が奪われたとき、それは天災ではなく人災です。わざわざ津波浸水域と誰もが分かっている場所に血税をつぎ込み、無駄な都

市公園設計費に……。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員、時報のため、しばらくお待ちください。

〔休憩 午後 4時59分〕

〔再開 午後 5時00分〕

議長（三鬼和昭議員） 引き続き、会議を続行いたします。

4番（西川守哉議員） 血税をつぎ込み、無駄な都市公園設計費に賛成をしている市長と賛成議員の方々にお伝えしておきます。人が死にそうになっているとき、何もせず放っておくことは、法律用語では、未必の故意といって立派な犯罪です。そのとき、もしもの津波が起こって人が亡くなった場合、あなたたち賛成した方たちは批判の矢面に立ってますか。再度言いたい。人命に関わると人災になりますよ。このまま多目的スポーツフィールド事業を認めることは、到底容認することはできません。費用にかかる血税も、市民の命も、もったいないの日本語そのものです。

また、新型コロナ対策費の中で、特に第6款、第1項商工費、第2目商工振興費、第12節委託料、商品券発行事業業務委託費1億1,629万4,000円について述べさせていただきます。なぜ、コロナ給付金を市民のために使わず、一般財源で使わず、関係のない他の予算に回すのか不思議でなりません。コロナの影響を受けている市民のために使うのが正当なのではないでしょうか。プレミアム商品券で3,000円を補助するのではなく、1万円の給付金が市民の皆さんに喜ばれるはずです。

紀北町を見習いましょう。年金受給者の方にとっては、受給前だと1万円が用意できなく、前も買えなかったという人の意見を散歩の折に聞きました。市長選の前みたいに、市民に対し、ばらまきではないのかと思われてもいいですから、やりましょう、市長。それがコロナ給付金の正しい使われ方だと私は信じてやみません。

以上の理由から反対討論としますが、以前、私が一般質問で申し上げた、それほど野球が好きな尾鷲の人だったら、尾鷲出身の阪神タイガースの湯浅君の応援の垂れ幕はどうしましたか。もう1軍に上がっていますよ。そういうことをきっちり野球を好きだったら実行してください。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第10、議案第30号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第31号「尾鷲市都市計画税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第32号「尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第33号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第34号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(三鬼和昭議員) 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第35号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第18号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第36号「令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第1号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(三鬼和昭議員) 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) 議員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、遅くまで慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

本臨時会に提出いたしました議案第30号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」をはじめとする議案7件につきましては、いずれも原案のとおり御承認いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

なお、審議の中で様々な御指摘や御意見をいただきましたが、今後精査の上、市政運営に努めてまいりたいと存じます。

簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 本日1日御苦労さまでした。

これをもって、令和4年第2回臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午後 5時08分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 和 昭

署 名 議 員 西 川 守 哉

署 名 議 員 村 田 幸 隆